

新旧対照表

浦安市運動公園陸上競技場管理規則（平成27年教委規則第8号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（使用者の登録）</p> <p>第4条 陸上競技場の施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、浦安市体育施設使用者登録申請書（別記第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 施設を専用使用しようとする者が施設において陸上競技、サッカー、ラグビー及び軽スポーツ等教育委員会が認めた種目（5人以上で競技することを常とするものに限る。）をする場合には、専用使用しようとする者は、全ての者が前項の登録を受けた上、陸上競技にあつては構成員10人以上、少年サッカー（小学生が行うサッカーをいう。以下同じ。）にあつては構成員8人以上、サッカー（少年サッカーを除く。）にあつては構成員11人以上、ラグビーにあつては構成員15人以上、軽スポーツ等教育委員会が認めた種目にあつては構成員5人以上を1団体として浦安市体育施設団体登録申請書（別記第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず浦安市公共施設予約システム（以下「予約管理システム」という。）を利用する場合にあつては、予約管理システムへの入力をもって同項の手續に代えるものとする（減額又は免除の申請を併せて行う場合を除く。）。</u></p> <p>4 省 略</p> <p>（使用者登録の承認）</p> <p>第4条の2 <u>教育委員会は、施設の使用者登録を承認したときは、浦安市体育施設使用者登録証（別記第2号様式。以下「登録証」という。）を当該申請者に交付するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項本文の規定にかかわらず、予約管理システムへの入力により申請があった場合の施設の使用登録の承認にあつては、登録証は交付しない。</u></p>	<p>（使用者の登録）</p> <p>第4条 陸上競技場の施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、浦安市体育施設使用者登録申請書（別記第1号様式）を教育委員会に提出し、<u>浦安市体育施設使用者登録証（別記第2号様式。以下「登録証」という。）の交付を受けなければならない。</u></p> <p>2 施設を専用使用しようとする者が施設において陸上競技、サッカー、ラグビー及び軽スポーツ等教育委員会が認めた種目（5人以上で競技することを常とするものに限る。）をする場合には、専用使用しようとする者は、全ての者が前項の登録を受けた上、陸上競技にあつては構成員10人以上、少年サッカー（小学生が行うサッカーをいう。以下同じ。）にあつては構成員8人以上、サッカー（少年サッカーを除く。）にあつては構成員11人以上、ラグビーにあつては構成員15人以上、軽スポーツ等教育委員会が認めた種目にあつては構成員5人以上を1団体として浦安市体育施設団体登録申請書（別記第3号様式）を教育委員会に提出し、<u>登録証の交付を受けなければならない。</u>ただし、教育委員会が認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 同 左</p> <p>4 <u>前第1項及び第2項の登録証の有効期間は、2年とする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>3 <u>登録の有効期間は、2年とする。</u> (専用使用の手続)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>予約管理システム</u>を利用する場合にあっては、<u>予約管理システムへの入力をもって、同項の手続に代えるものとする</u>(減額又は免除の申請を併せて行う場合を除く。)</p> <p>3・4 省略 (専用使用の許可)</p> <p>第7条 教育委員会は、施設の専用使用を許可したときは、浦安市運動公園陸上競技場専用使用許可書兼領収証書(別記第5号様式。以下「使用許可書」という。)を当該申請者に交付するものとする。ただし、<u>予約管理システムへの入力により申請があった場合の施設の専用使用の許可にあっては、使用許可書は交付しない。</u> (専用使用の取消し)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 教育委員会は、施設の専用使用の取消しを許可したときは、浦安市運動公園陸上競技場専用使用取消し許可書(別記第7号様式。以下「取消し許可書」という。)を当該申請者に交付するものとする。ただし、<u>予約管理システムへの入力により申請があった場合の施設の専用使用の取り消しの許可にあっては、取消し許可書は交付しない。</u></p> <p>附 則 <u>この規則は、令和8年1月1日から施行する。</u></p>	<p>(専用使用の手続)</p> <p>第5条 同左</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>浦安市体育施設予約管理システム</u>(以下「<u>予約管理システム</u>」という。)を利用する場合にあっては、<u>予約管理システムへの入力をもって、同項の申請手続きに代えるものとする。</u>(減額又は免除の申請を併せて行う場合を除く。)</p> <p>3・4 同左 (専用使用の許可)</p> <p>第7条 教育委員会は、施設の専用使用を許可したときは、浦安市運動公園陸上競技場専用使用許可書兼領収証書(別記第5号様式。以下「使用許可書」という。)を当該申請者に交付するものとする。ただし、<u>予約管理システムにおいて、入金予約機以外での申請について施設の専用使用を許可したときは、使用許可書は交付しない。</u> (専用使用の取消し)</p> <p>第8条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 教育委員会は、施設の専用使用の取消しを許可したときは、浦安市運動公園陸上競技場専用使用取消し許可書(別記第7号様式。以下「取消し許可書」という。)を当該申請者に交付するものとする。ただし、<u>予約管理システムにおいて、入金予約機以外での取り消し申請について施設の専用使用の取り消しを許可したときは、取消し許可書は交付しない。</u></p>